

平成 27 年 5 月 15 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
(コード番号 8306)

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 ^{ひらの のぶゆき} 平野 信行）は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 10 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしました。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、グローバルな金融グループとしての進化および変革を進めるなか、執行と監督の分離により取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス態勢の更なる高度化を進めるため、指名委員会等設置会社に移行するものであります。これに伴い、各委員会や執行役の規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものであります。なお、定款変更案のうち、執行役の責任を法令に規定する限度内で免除できる旨の規定（定款変更案第 40 条）の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 第 1 回第五種優先株式および第十一種優先株式については、既に全株式が消却済であるため、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 当社の発行可能株式総数を減少するとともに、第 1 回第五種優先株式および第十一種優先株式に係る発行可能種類株式総数を削除するものであります。
 - ② 優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配に関する規定において、第 1 回第五種優先株式および第十一種優先株式に関する部分を削除するものであります。取得条項に関する規定において、第 1 回第五種優先株式に関する部分を削除するものであります。取得請求権および一斉取得に関する規定において、第十一種優先株式に関する部分を削除するものであります。
- (3) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、規定（定款変更案第 34 条）を変更するものであります。なお、規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 条数の繰上げおよびその他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は添付のとおりであります。

3. 日程

取締役会決議日 平成 27 年 5 月 15 日 (金)

定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (木)

以 上

(照会先)

三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 広報部 03-3240-7651

三菱UFJフィナンシャル・グループ 定款変更案

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案																																																
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数等)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>33,800,001,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、<u>第1回</u>ないし第4回第五種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて400,000,000株、第1回ないし第4回第六種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株、第1回ないし第4回第七種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株を、それぞれ超えないものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">33,000,000,000株</td> </tr> <tr> <td><u>第1回第五種優先株式</u></td> <td style="text-align: right;"><u>400,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第2回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> </table>	普通株式	33,000,000,000株	<u>第1回第五種優先株式</u>	<u>400,000,000株</u>	第2回第五種優先株式	400,000,000株	第3回第五種優先株式	400,000,000株	第4回第五種優先株式	400,000,000株	第1回第六種優先株式	200,000,000株	第2回第六種優先株式	200,000,000株	第3回第六種優先株式	200,000,000株	第4回第六種優先株式	200,000,000株	第1回第七種優先株式	200,000,000株	第2回第七種優先株式	200,000,000株	第3回第七種優先株式	200,000,000株	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、<u>指名委員会等設置会社として</u>、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>指名・ガバナンス委員会(会社法上の指名委員会である。)</u>、<u>監査委員会</u>および<u>報酬委員会</u></p> <p>3. <u>執行役</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数等)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>33,800,000,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、<u>第2回</u>ないし第4回第五種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて400,000,000株、第1回ないし第4回第六種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株、第1回ないし第4回第七種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株を、それぞれ超えないものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">33,000,000,000株</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>(削 除)</u></td> </tr> <tr> <td>第2回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> </table>	普通株式	33,000,000,000株		<u>(削 除)</u>	第2回第五種優先株式	400,000,000株	第3回第五種優先株式	400,000,000株	第4回第五種優先株式	400,000,000株	第1回第六種優先株式	200,000,000株	第2回第六種優先株式	200,000,000株	第3回第六種優先株式	200,000,000株	第4回第六種優先株式	200,000,000株	第1回第七種優先株式	200,000,000株	第2回第七種優先株式	200,000,000株	第3回第七種優先株式	200,000,000株
普通株式	33,000,000,000株																																																
<u>第1回第五種優先株式</u>	<u>400,000,000株</u>																																																
第2回第五種優先株式	400,000,000株																																																
第3回第五種優先株式	400,000,000株																																																
第4回第五種優先株式	400,000,000株																																																
第1回第六種優先株式	200,000,000株																																																
第2回第六種優先株式	200,000,000株																																																
第3回第六種優先株式	200,000,000株																																																
第4回第六種優先株式	200,000,000株																																																
第1回第七種優先株式	200,000,000株																																																
第2回第七種優先株式	200,000,000株																																																
第3回第七種優先株式	200,000,000株																																																
普通株式	33,000,000,000株																																																
	<u>(削 除)</u>																																																
第2回第五種優先株式	400,000,000株																																																
第3回第五種優先株式	400,000,000株																																																
第4回第五種優先株式	400,000,000株																																																
第1回第六種優先株式	200,000,000株																																																
第2回第六種優先株式	200,000,000株																																																
第3回第六種優先株式	200,000,000株																																																
第4回第六種優先株式	200,000,000株																																																
第1回第七種優先株式	200,000,000株																																																
第2回第七種優先株式	200,000,000株																																																
第3回第七種優先株式	200,000,000株																																																

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4回第七種優先株式 200,000,000株 <u>第十一種優先株式 1,000株</u></p>	<p>第4回第七種優先株式 200,000,000株 <u>(削 除)</u></p>
<p>第7条～第12条 (略)</p>	<p>第7条～第12条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 優先株式</p>	<p>第3章 優先株式</p>
<p>(優先配当金)</p>	<p>(優先配当金)</p>
<p>第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（本定款において優先株主という。）または優先株式の登録株式質権者（本定款において優先登録株式質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（本定款において普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（本定款において普通登録株式質権者という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において優先配当金という。）を行う。ただし、当該事業年度において第14条に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>	<p>第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（本定款において優先株主という。）または優先株式の登録株式質権者（本定款において優先登録株式質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（本定款において普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（本定款において普通登録株式質権者という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において優先配当金という。）を行う。ただし、当該事業年度において第14条に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>
<p><u>第1回</u>ないし第4回第五種優先株式</p>	<p><u>第2回</u>ないし第4回第五種優先株式</p>
<p>1株につき年250円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>1株につき年250円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p>
<p>第1回ないし第4回第六種優先株式</p>	<p>第1回ないし第4回第六種優先株式</p>
<p>1株につき年125円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>1株につき年125円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p>
<p>第1回ないし第4回第七種優先株式</p>	<p>第1回ないし第4回第七種優先株式</p>
<p>1株につき年125円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>1株につき年125円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p>
<p><u>第十一種優先株式</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>1株につき年5円30銭</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p>②～③ (略)</p>	<p>②～③ (現行どおり)</p>
<p>(優先中間配当金)</p>	<p>(優先中間配当金)</p>
<p>第14条 当社は、<u>第50条</u>に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、</p>	<p>第14条 当社は、<u>第46条</u>に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当 （かかる配当により支払われる金銭を本定款において優先中間配当金という。）を行う。</p> <p><u>第1回</u>ないし第4回第五種優先株式 1株につき125円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき62円50銭を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき62円50銭を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p><u>第十一種優先株式</u> 1株につき2円65銭</p> <p>（残余財産の分配）</p> <p>第15条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p><u>第1回</u>ないし第4回第五種優先株式 1株につき2,500円</p> <p>第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき2,500円</p> <p>第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき2,500円</p> <p><u>第十一種優先株式</u> 1株につき1,000円</p> <p>② (略)</p> <p>第16条～第17条 (略)</p> <p>（取得条項）</p> <p>第18条 当社は、<u>第1回</u>ないし第4回第五種優先株式および第1回ないし第4回第六種優先株式発行後、各優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過した後は、当該取締役会決議で定める市場実勢を勘案して妥当と認められる取</p>	<p>それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当 （かかる配当により支払われる金銭を本定款において優先中間配当金という。）を行う。</p> <p><u>第2回</u>ないし第4回第五種優先株式 1株につき125円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき62円50銭を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき62円50銭を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p style="text-align: right;"><u>(削 除)</u></p> <p>（残余財産の分配）</p> <p>第15条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p><u>第2回</u>ないし第4回第五種優先株式 1株につき2,500円</p> <p>第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき2,500円</p> <p>第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき2,500円</p> <p style="text-align: right;"><u>(削 除)</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p>（取得条項）</p> <p>第18条 当社は、<u>第2回</u>ないし第4回第五種優先株式および第1回ないし第4回第六種優先株式発行後、各優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過した後は、当該取締役会決議で定める市場実勢を勘案して妥当と認められる取</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>得価額の金銭の交付と引換えに、当該優先株式の発行後に当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</p>	<p>得価額の金銭の交付と引換えに、当該優先株式の発行後に当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</p>
<p>② (略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>(取得請求権)</p>	<p>(取得請求権)</p>
<p>第 19 条 (略)</p>	<p>第 19 条 (現行どおり)</p>
<p>② <u>第十一種優先株主は、別紙に定める当該優先株式の取得を請求することができる期間中、当会社が当該優先株式を取得するのと引換えに当該別紙に定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>(一斉取得)</p>	<p>(一斉取得)</p>
<p>第 20 条 (略)</p>	<p>第 20 条 (現行どおり)</p>
<p>② <u>当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった第十一種優先株式を、当該優先株式につき取得を請求することができる期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに1株につき 1,000 円を同日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。この場合、当該平均値が 802 円 60 銭を下回るときは、1株につき 1,000 円を 802 円 60 銭で除して得られる数の普通株式を交付する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>③ (略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>④ <u>前三項の普通株式数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条に定める方法によりこれを取り扱う。</u></p>	<p>③ <u>前二項の普通株式数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条に定める方法によりこれを取り扱う。</u></p>
<p>第 21 条 (略)</p>	<p>第 21 条 (現行どおり)</p>
<p>(除斥期間)</p>	<p>(除斥期間)</p>
<p>第 22 条 <u>第 51 条</u>の規定は、優先配当金および優先中</p>	<p>第 22 条 <u>第 47 条</u>の規定は、優先配当金および優先中</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>間配当金の支払いについてこれを準用する。</p> <p>第4章 株主総会</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(議 長)</p> <p>第24条 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がその任に当たる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</p> <p>第25条～第29条 (略)</p> <p>第5章 取締役および取締役会</p> <p>第30条～第31条 (略)</p> <p><u>(代表取締役および役付取締役)</u></p> <p>第32条 <u>取締役会は、その決議をもって、取締役のうちから代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>代表取締役は、各自当社を代表する。</u></p> <p>③ <u>取締役会の決議により、取締役社長を選定する。</u></p> <p>④ <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第33条 取締役会は、当社の業務執行を決定し、 取締役の職務の執行を監督する。 <u>(新 設)</u></p> <p>② <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長に当たる。取締役会長に事故あるときまたは取締役会の決議により取締役会長を選定しないときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこ</u></p>	<p>間配当金の支払いについてこれを準用する。</p> <p>第4章 株主総会</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(議 長)</p> <p>第24条 株主総会の議長は、<u>代表執行役社長を兼務する取締役</u>がその任に当たる。</p> <p>② <u>代表執行役社長を兼務する取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</u></p> <p>第25条～第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 取締役および取締役会</p> <p>第30条～第31条 (現行どおり)</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第32条 取締役会は、当社の業務執行を決定し、 <u>執行役および取締役の職務の執行を監督する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、業務執行の決定を執行役に委任することができる。</u></p> <p>③ <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長に当たる。取締役会においてあらかじめ定めた取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>れに代わる。</p> <p>③ 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この限りでない。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>⑥ 取締役会の議事については、法令で定めるところに従い、議事録に記載または記録し、出席した取締役および出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</p>	<p>がこれに代わる。</p> <p>④ 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この限りでない。</p> <p>⑤ (現行どおり)</p> <p>⑥ 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>⑦ 取締役会の議事については、法令で定めるところに従い、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。</p>
<p><u>(取締役の報酬等)</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p>第 34 条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって決める。</u></p>	
<p>第 35 条 (略)</p>	<p>第 33 条 (現行どおり)</p>
<p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p>	<p><u>(取締役との責任限定契約)</u></p>
<p>第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第 6 章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(員数および選任方法)</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p>第 37 条 <u>当社の監査役は 7 名以内とし、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任 期)</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>第 38 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>第 39 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を若干名選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会)</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>第 40 条 監査役会は、法令に定める権限を有するほか、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p>	
<p><u>② 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この限りでない。</u></p>	
<p><u>③ 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>④ 監査役会の議事については、法令で定めるところに従い、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p>	
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の賠償責任について、当該監査役が善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、免除することができる。</u></p>	
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>第 43 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p><u>第6章 委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(委員の選定方法)</u></p> <p><u>第35条 指名・ガバナンス委員会（会社法上の指名委員会である。）、監査委員会および報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(各委員会の権限等)</u></p> <p><u>第36条 指名・ガバナンス委員会（会社法上の指名委員会である。）、監査委員会および報酬委員会の各委員会に関する事項については、法令、本定款または取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。</u></p> <p><u>第7章 執行役</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第37条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(任 期)</u></p> <p><u>第38条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(代表執行役および役付執行役)</u></p> <p><u>第39条 代表執行役は、取締役会の決議によって執行役の中から選定する。</u></p> <p><u>② 取締役会の決議によって、執行役社長、執行役会長、執行役副会長、執行役副社長、執行役専務および執行役常務を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>第7章 会計監査人</p> <p>第44条～第45条 (略)</p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第8章 計 算</p> <p>第47条～第51条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(執行役の責任免除)</u></p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、執行役（執行役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任について、当該執行役が善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、免除することができる。</p> <p>第8章 会計監査人</p> <p>第41条～第42条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p>第9章 計 算</p> <p>第43条～第47条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第10期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任について、当該監査役が善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(別紙)</p> <p><u>第十一種優先株式の取得請求権</u></p> <p><u>第十一種優先株主は、下記 1. に定める第十一種優先株式の取得を請求することができる期間中、当社が当該優先株式を取得すると引換えに下記 2. および 3. に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</u></p> <p>1. <u>取得を請求することができる期間</u> <u>第十一種優先株式発行の日から平成26年7月31日までとする。</u></p> <p>2. <u>取得と引換えに交付すべき普通株式数</u> <u>第十一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。</u></p> $\begin{array}{l} \text{取得と引換え} \\ \text{に交付すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \frac{\text{優先株主が取得を} \\ \text{請求した第十一種} \times \text{1,000円}}{\text{優先株式数}} \\ \text{取得価額}$ <p><u>取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の位まで算出し、その1株の位を切り上げる。この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現金精算する。</u></p> <p>3. <u>取得価額等の条件</u></p> <p>a. <u>当初取得価額</u> <u>当初取得価額は、918,700円とする。</u></p> <p>b. <u>取得価額の修正</u> <u>取得価額は、平成18年7月15日以降平成25年7月15日まで毎年7月15日（ただし、当該日が東京証券取引所において、当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）のある日（以下本項において「取引日」という。）でない場合にはその直前の取引日。以下それぞれ「決定日」という。）（当日も含む。）に終了する、30取引日（以下「修正計算期間」という。）の東京証券取引所における当社</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（1円未満は切り上げる。）が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の8月1日（以下「効力発生日」という。）において、上記計算の結果算出された金額に修正されるものとする。</p> <p>ただし、それぞれの算出金額が918,700円（ただし、下記c.の調整を受ける。）（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。</p> <p>なお、修正計算期間において、下記c.に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記c.に準じて調整される。</p> <p>c. 取得価額の調整</p> <p>A. 第十一種優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。ただし、取得価額調整式により計算される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。</p> $\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{取得} \\ \text{価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{取得} \\ \text{価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行} \\ \cdot \text{処分} \\ \text{普通} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{1株当} \\ \text{たり払} \\ \text{込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{1株当たり時価} \\ \text{既発行普通株式数} + \\ \text{新規発行・処分普通株式数} \end{array}}$ <p>① 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社の有する普通株式を処分する場合（当会社の普通株式の交付と引換えに当会社により取得される証券（権利）もしくは証券（権利）の保有者が当会社に対し当会社の普通株式の交付と引換えに当該証券（権利）を取得させることができる証券（権利）の取得による場合、または新株予約権の行使による場合を除く。）調整後取得価額は、払込期日もしくは</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>は払込期間の末日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</u></p> <p>② <u>普通株式の分割または普通株式の無償割当てを行う場合(自己株式の処分を行う場合を含む。)</u> <u>調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</u> <u>ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てを行う(自己株式の処分を行う場合を含む。)旨取締役会で決議する場合で、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割または無償割当てのための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。</u></p> <p>③ <u>取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式もしくは当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)または証券(権利)の保有者が当会社に対し当会社の普通株式の交付もしくは当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに当会社に当該証券(権利)を取得させることができる証券(権利)を発行する場合、またはかかる時価を下回る価額を行使価額として当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権(新株予約権付社債を含む。)を発行(無償割当てを含む。)する場合</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>調整後取得価額は、その証券（権利）の払込期日もしくは払込期間の末日、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）のすべてについての取得またはすべての新株予約権の行使が行われたものとみなし、その払込期日もしくは払込期間の末日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。</u></p> <p><u>B. 前項各号に掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合には、当会社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。</u></p> <p><u>C. 取得価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記c. A. ②ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記c. A. またはB. に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記c. A. またはB. に準じて調整される。</u></p> <p><u>D. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式に使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日の、また、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヵ月前の日における当会社の発行済普通株式数</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（ただし、当会社の有する普通株式数を除く。）とする。</u></p> <p><u>E. 取得価額調整式に使用する1株当たり払込金額とは、(1)上記c. A. ①の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(2)上記c. A. ②の普通株式の分割または普通株式の無償割当てを行う場合（自己株式の処分を行う場合を含む。）は0円、(3)上記c. A. ③の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式もしくは当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）または証券（権利）の保有者が当会社に対し当会社の普通株式の交付もしくは当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに当会社に当該証券（権利）を取得させることができる証券（権利）を発行する場合、またはかかる時価を下回る価額を行使価額として当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権（新株予約権付社債を含む。）を発行（無償割当てを含む。）する場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</u></p> <p><u>F. 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p><u>G. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<u>には、取得価額調整式中の調整前取得 価額に代えて調整前取得価額からこの 差額を差引いた額を使用する。</u>	